

障害者に関する自動車税 **（種別割 環境性能割）** の減免等のしおり

障害のある方本人またはご家族等が所有する自動車で一定の要件を満たす場合、申請により、自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度を設けています。

1 減免の対象となる障害者の範囲

(1) 身体障害者の範囲

身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下表による障害の程度の範囲に該当する者。

複数の障害があり、いずれの障害も下表で減免対象とならない場合でも、障害の合計指数による認定等級が1級の場合は減免対象となります。

障害	級別	該当する障害の程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						×	×
聴覚障害					×		×
平衡機能障害						×	
音声機能障害					×		
上肢不自由				×	×	×	×
下肢不自由							
体幹不自由							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢			×	×	×	×
	移動						
心臓機能障害				×			
じん臓機能障害				×			
呼吸器機能障害				×			
ぼうこう又は直腸の機能障害				×			
小腸の機能障害				×			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				×			
肝臓機能の障害				×			

(注) は該当するもの、 は備考参照、×は該当しないもの、/は該当級がないもの。